

回 覧

令和6年4月吉日

交通安全協会鷺山支部

自動車運転免許証をお持ちの鷺山地区の皆様へ

令和6年度優良運転者表彰申請書類の配布に関して

申請及び提出書類作成は（詳細は裏面）、正木自治公民館にて取り扱います。

住所＝岐阜市正木 1981 番地 44

電話＝090－3455－3723（祖父江）

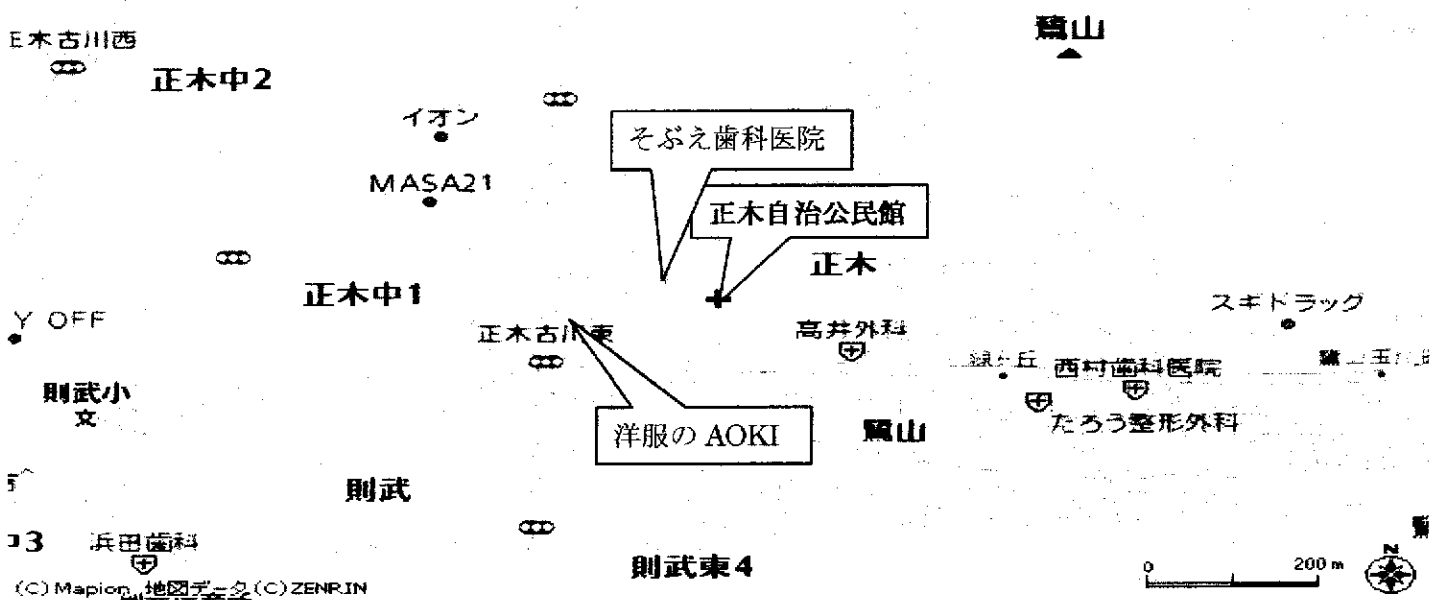
なお、申請書類を取りに来られたその時点にて、書いていただきます。

よって、『免許証及び、印鑑』を忘れずにご持参ください。

取扱い日＝4月は25, 26, 27, 28, 29日の5日間

5月は7, 8, 9, 10, 11, 12日の6日間

上記の日々にちにおいて18時より20時までの時間とさせていただきます。
どうしても、その日時に無理な方は、上記電話番号に前もってご連絡ください。



お車にて来られる方は、公民館駐車場、又は、そぶえ歯科医院駐車場へ

<<裏面を必ず見てください>>

各 位

岐阜北地区交通安全協会

令和6年度優良運転者表彰の申請について

日頃は交通安全に、ひとかたならぬご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、優良な運転者等の育成による交通事故防止を目的として、例年実施しております。本年も下記のとおり行わせていただきますので、選考基準等に該当される方の申請をよろしく申し上げます。

記

1 申請要領

裏面印刷の「表彰申請書」及び別紙「無事故・無違反証明書交付申請書」に記入のうえ、
岐阜北交通安全協会支部役員又は事務局へ提出してください。
なお「無事故・無違反証明書交付申請書」には をしてください。

2 申請種別及び選考基準

種 別	運 転 経 験	無 事 故	無 違 反	表 彰 歴	授 与 者	受 賞
地区模範章	5年以上 (R1.6.1以前)	5年以上 (R1.6.1以前)		—————	署長・地区協会長	該 当 者 全 員
県	模範章	5年以上 (R1.6.1以前)		地区模範章を受賞	岐阜県警察本部長 県交通安全協会長	
	優良章	5年以上 (R1.6.1以前)		模範章受賞後 2年以上経過	同 上	
	優秀章	10年以上 (H26.6.1以前)		優良章受賞後 2年以上経過	同 上	
特別優秀章	20年以上 (H16.6.1以前)	15年以上 (H21.6.1以前)		優秀章受賞後 2年以上経過	県交対協会長 (県知事)	該 当 者 全 員
緑十字銅章	—————	10年以上 (H26.6.1以前)	5年以上 (R1.6.1以前)	特別優秀章受賞	全日交安全協会長	
管区局表彰	15年以上(一般) 10年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	銅章受賞後 2年以上経過	中部管区警察局長 中部交安協議会長	

3 留意事項

- 同一表彰の重複申請はできませんから、選考基準を十分に確認してください。
- 受章後に違反した場合は、次段階の表彰基準を満たすのを待って上位表彰を申請してください。
- 原付及び小特のみの免許所持者は、「地区模範章」のみの受賞となります。
- 他府県からの転入者は、過去に他府県の表彰歴があっても、地区模範章から申請してください。
- 表彰申請書と無事故・無違反証明書交付(上位表彰)用申請書のほか、表彰歴が長い場合は申請書用紙も作成し提出してください。